

東洋大学アジア PPP 研究所規程

(設置及びその名称)

第1条 東洋大学学則第8条第1項に基づき東洋大学（以下「本学」という。）に東洋大学アジア PPP 研究所「英語表記及び略称：Asia Public/Private Partnership Institute (APPPI)」（以下「研究所」という。）を設置する。

(目的)

第2条 研究所は、アジア圏内における公民連携（以下「PPP」という。）に関する教育研究並びに情報交換、人材交流を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) PPPに関する研究並びに調査
- (2) PPPに関する学外研究者との共同研究
- (3) PPPに関する委託研究の受入れ
- (4) PPPに関する研究成果の発表及び年報等刊行物の発行
- (5) PPPに関する教育研修、研究会、講演会等の開催
- (6) PPPによるプロジェクト実施可能性の調査・研究
- (7) PPPプロジェクトの実施に対する技術相談、助言
- (8) PPPの教育研究機関の設立支援及び相互連携活動
- (9) その他、目的達成のために必要な事項

2 研究所の活動対象とする地域は、アジア開発銀行域内加盟国とする。

(構成及び組織)

第4条 研究所は次の者によって構成する。

- (1) 研究所長
- (2) 研究員
- (3) 客員研究員
- (4) 名誉アドバイザー
- (5) アドバイザー
- (6) 賛助会員

2 研究所は、研究並びにプロジェクトの円滑な実施を図るため、対象域内の大学、研究機関、政府機関等と連携してPPPに関する教育研究機関の設置・設立支援及び相互連携活動を行う。

(研究所長)

第5条 研究所に研究所長を置く。

2 研究所長は、研究所の管理運営を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、本学専任教授（含む特任教授）のうちから学長が推薦し、理事長がこ

れを任命する。

4 研究所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 研究所に研究員を置く。

2 研究員は、本学専任教員(含む特任教授)をもって充てる。

3 研究員は研究所の目的を達成するための研究活動等に従事するものとする。

4 研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 研究員は、学長が推薦し、理事長がこれを任命する。

6 研究所にプロジェクト実施上の必要に応じて、研究助手その他の要員をおくことができるものとする。

(客員研究員)

第7条 研究上必要な場合、学外より客員研究員を招聘することができる。

2 客員研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉アドバイザー)

第8条 研究所は、名誉アドバイザーを置くことができる。

2 名誉アドバイザーは、研究所長の選考に基づき学長が委嘱する。

3 名誉アドバイザーは、研究所の事業について高い見地から必要な助言を行う。

4 名誉アドバイザーの任期は、これを定めない。

(アドバイザー)

第9条 研究所は、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、研究所長の選考に基づき学長が委嘱する。

3 アドバイザーは、研究所の事業について高い見地から必要な助言を行う。

4 アドバイザーの任期は、これを定めない。

(賛助会員)

第10条 研究所において、研究の遂行並びにプロジェクトの実施のため、賛助会員を対象地域内の大学、公共機関、産業界等から受け入れることができる。

2 賛助会員に関する要項は別に定める。

(運営委員会)

第11条 研究所は、研究所長のもとに管理運営について審議するために運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、研究所長、及び研究員若干名によって構成される。このほかに学外の有識者若干名を加えることができる。

3 運営委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

4 運営委員会及び小委員会に必要な事項は別に定める。

5 運営委員会は研究所長がこれを招集する。

6 運営委員会の開催は電話会議システム、メールなど電子的手段によることを原則と

する。

(活動計画及び活動報告)

第12条 研究所の活動計画書及び活動報告書は、運営委員会の議を経て、学長並びに理事長の承認を受けるものとする。

(研究所協議会)

第13条 研究所の事業計画その他管理運営に関する重要事項について研究所長に助言するために、研究所協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は以下により構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長 1名
- (3) 常務理事 3名
- (4) その他協議会が必要と認めた者若干名

3 協議会は、学長が招集し、議長となる。

4 協議会の運営に関する必要事項は別に定める。

(成果の報告)

第14条 研究所の活動として行われた研究の成果は、原則として研究所機関誌等に発表するものとする。

(点検評価)

第15条 研究所で実施する点検評価は、運営委員会がこれを行う。

(事務)

第16条 研究所の予算は、運営委員会が執行管理する。事務局は、学長室研究協力課が担当する。

(経理)

第17条 研究所の経理は、学校法人東洋大学経理規程に基づき行う。

2 研究所の活動に必要な経費は、本学からの研究所経費並びに賛助会員の年会費・研究調査等の受託事業収入及びその他の収入をこれにあてる。

3 研究所の会計は、本学からの研究所経費からなる一般会計に計上される予算及び賛助会員の年会費・研究調査等の受託事業収入等からなる特別会計をもって処理し、年度毎の決算とする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は運営委員会の議を経て、学長および理事長の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成 23年11月15日から施行する。